

平成 31 年度 横浜市（施設名）の指定管理業務に関する年度協定書

横浜市戸塚区長（以下「市」という。）と〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、平成〇年〇月〇日に、横浜市（施設名）（以下「（施設名）」という。）の管理に関して締結した（施設名）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、（施設名）の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成 31 年度の業務内容）

第 2 条 市及び指定管理者は、平成〇〇年度の業務内容は、平成 31 年度事業計画書及び平成 31 年度収支予算書に定めるとおりであることを確認する。

（平成 31 年度の指定管理料）

第 3 条 市は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の指定管理料として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を指定管理者に支払うものとする。

2 市は、指定管理料を別表のとおり分割して支払うものとする。

3 市は、指定管理者の請求に基づき前金払を行う。

4 指定管理料の支払場所は、横浜市指定金融機関とする。

（疑義等の決定）

第 4 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。

基本協定にも定めのない事項については、市と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

市 横浜市 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市戸塚区長 田雑 由紀乃 印

指定管理者 横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(別表)

4月	00,000,000円
5月	00,000,000円
6月	00,000,000円
7月	00,000,000円
8月	00,000,000円
9月	00,000,000円
10月	00,000,000円
11月	00,000,000円
12月	00,000,000円
1月	00,000,000円
2月	00,000,000円
3月	00,000,000円